

【障害者雇用評価制度の説明】

- 1 障害者の雇用状況により、福岡県の主観的事項の評定において、次のとおり加点評価します。
 - (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する身体障害者又は知的障害者の雇用状況の報告義務（以下「障害者雇用状況の報告義務」という。）を有し、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在で同法に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合。
法定雇用障害者数と同数の障害者を雇用している場合は5点、法定雇用障害者数を超えて障害者を雇用している場合は10点を加点する。
 - (2) 障害者雇用状況の報告義務がなく、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の決算期現在で1人以上の障害者を雇用している場合、10点を加点する。

【建設業者カード裏面の記入について】

- 1 福岡県の建設工事の一般（指名競争）入札参加資格審査申請をされる建設業者の方で、福岡県内に本店、支店又はこれに準ずる営業所を有する方は必ず記入してください。
- 2 障害者雇用状況の報告義務がある事業主の方は、表の区分1の欄に下記の添付書類（「障害者雇用状況報告書1）から次のとおり記入してください。
 - (1) 表中の①には、「障害者雇用状況報告書」の⑧の人数を記入する。
 - (2) 表中の②には、「障害者雇用状況報告書」の⑨の人数を記入する。
 - (3) 表中の③には、(上段)は「障害者雇用状況報告書」の⑭の人数、(下段)は雇用障害者実数(⑩の(イ)、(ロ)、(ニ)、(ホ)及び(ト)の合計)を記入する。
 - (4) 表中の④には、大臣許可の方の福岡県内での従業員の雇用の状況について記入する。
 - (5) 表中の⑤には、大臣許可の方の福岡県内での障害者の雇用の状況について記入する。
- 3 障害者雇用状況の報告義務のない事業主の方は、表の区分2の欄に次のとおり記入してください。
 - (1) 表中の①には、入札参加資格審査申請日以前の直近の決算期現在において雇用している正規の従業員（家族で従業員で給与の支給を受けている方を含みます。）の人数を記入してください。
なお、代表者、法人の役員、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は除きます。
 - (2) 表中の③には、(1)に規定する正規の従業員のうち、障害者の人数を記入してください。
 - (4) 表中の④には、大臣許可の方の福岡県内での従業員の状況について記入する。
 - (5) 表中の⑤には、大臣許可の方の福岡県内での障害者の雇用の状況について記入する。

4 添付書類について

- 「障害者雇用状況に関する添付書類提出表」に必要な事項を記載の上、以下の書類を添付して提出してください。
- (1) 障害者雇用状況の報告義務がある事業主の方は、必ず次の書類を添付してください。
入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在で、主たる事業所（いわゆるゆるる方）の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し
例) 入札参加資格申請日が平成26年5月1日の場合
平成25年6月1日現在の状況を公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付する。
 - (2) 障害者雇用状況の報告義務がない事業主の方で、③に雇用障害者数があると記入された方は、次の書類を添付してください。
 - ①雇用している障害者の身体障害者手帳又は療育手帳の写し
 - ②上記①の者を雇用していることを証する書類（健康保険被保険者証、賃金台帳又は出勤簿の写し等）

5 用語の定義

- (1) 「障害者」とは、次の(2)～(4)の者をいいます。
- (2) 「身体障害者」とは、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級～6級に該当する者として、「重度身体障害者」とは、このうち1級又は2級とされる方です。
- (3) 「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定位又は障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより知的障害者と判定された者をいいます。
- (4) 「重度知的障害者」とは、知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された方をいいます。
- (5) 「報告義務のある事業主」とは、常用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が50人以上になる事業主をいいます。